

会員規約・クラブ利用案内

第1章 総則

第1条 (名称)

クラブの名称は葉山オーシャンスポーツ (以下、クラブという) と称します。

第2条 (運営)

クラブの運営・管理はハマストーリー株式会社があたります。

第3条 (目的)

クラブの目的は、「スタンドアップパドルボードのシェアリングサービス」をテーマに、マリンスポーツとフィットネスを通じて、健康的なライフスタイルを提案し、クラブ会員の健康増進、体力強化ならびに会員相互の親睦を図るとともに地域社会における明るいコミュニティーづくりに寄与することとします。

第2章 会員

第4条 (会員)

クラブの会員 (以下、会員という) は、本規約・細則及び、クラブが定める事項を遵守することとします。

第5条 (会員種別)

クラブ会員種別は以下の各号のとおりとし、詳細・料金は別途細則にこれを定めます。但し、必要に応じ会員種別を変更する場合があります。

- (1) レギュラー会員
- (2) レギュラー家族会員
- (3) 平日会員
- (4) 全日会員
- (5) 月2回平日会員
- (6) 月2回休日会員
- (7) 月2回平日会員 (早朝午後)
- (8) 月2回休日会員 (早朝午後)

第6条 (会員資格)

会員は会員規約を承認し、当クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方とします。また、以下の項目に該当する方のご入会 (施設利用) をお断りすることがあります。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者、その他反社会的勢力に属されている方
- (2) 刺青をされている方
- (3) 別途細則に定める会費の納付を遅滞している方
- (4) クラブの和を乱す方 (他の会員と協力してクラブ施設を利用せず、他の会員に迷惑をかける方)
- (5) 他人に伝染する恐れのある疾病を有する方

第3章 入退会

第7条 (入会金・クラブ会費)

会員は、入会金及び法人が別途細則に定めるクラブ会費 (以下会費という) を前もって支払うものとし、支払は「月額払い」となります。納入された入会金及び会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとします。

第8条（入会手続）

入会にあたっては、入会金と2ヶ月分の月会費をお支払いの上、所定の入会申込書をクラブへご提出ください

第9条（会費のお支払い）

月会費のお支払い方法

「銀行口座からの自動引落し」のみとなります。「お取引金融機関の口座番号」「お届け印」をご持参の上、クラブハウスにて口座振替依頼書を記入、捺印してください。最初の1ヶ月分は現金にて入会手続時にお支払ください。入会后2ヶ月目より、毎月27日に次月分の月会費がご指定口座より引き落としされます。

第10条（退会手続）

1.クラブを退会される場合（更新されない場合）は、必ず「前月の5日」までにクラブハウスへ所定の「退会届」をご提出ください。5日を過ぎますと次月の会費引落を止めることができません。

2.平日2回・全日2回会員の繰り越しされた利用権利は退会月までの利用となります。

第11条（契約期間）

本クラブの契約期間は入会月から最低1年間とする。但し有効期間満了の前月の5日までにメールにて退会届による終了通知を提出した場合を除き、契約期間は更に1年間更新されるものとし以降も同様とする。

第4章 施設利用

第12条（利用時間・休館日）

クラブ施設の利用時間は原則として午前9：00～午後17：00 とします。

ただし、季節により変化するものとします。

クラブ施設は原則として不定休とさせていただきます。前月に決定します。また、メンテナンス等の理由で夏期・年末年始に数日間の休館日を設ける場合があります。

第13条 スタンドアップパドルボード、他アイテムのレンタル

1.会員はスタンドアップパドルボードなどのレンタル備品（以下レンタル備品という）に際して次の事項を遵守するものとします。

2.常に安全に留意し、すべてのレンタルプログラムごとに、季節、天候、フィールドにあったウェアや装備でレンタルを行ってください。

3.当社規定の「体験レッスン」（予約制）を受け、それぞれのレンタルプログラムにおいて、適切な利用方法・マナー・トラブル対処方法をご理解・修得いただいた上でのみクラブ利用が可能です。

4.施設利用時の事故、物品の破損については全て会員自身で責任を負い対処してください。レンタル備品やクラブ施設を破損した場合には、全額弁償となります。損害任意保険等の加入は会員自身の責任において対応願います。

5.クラブが荒天等により危険と判断した場合、クラブ施設利用禁止等の指示に従っていただきます。

6.レンタル用具は次の方が気持ちよく使用できるよう、綺麗に清掃後返却してください。

7.施設利用は予約システムにて予約の上、クラブ施設をご利用ください。なお悪天候、イベント、ツアー、プログラムの関係で希望に添うことが出来ない場合もございます。

第14条（プログラム・ツアーの参加）

1.会員以外の方のご参加はできません。

2.プログラムの構成上、途中参加はできません。

3.お子様、ペットの同伴はできません。

4.体調不良、飲酒状態での参加はお断り致します。

第15条（各種届出）

1.e-mailアドレス、住所、氏名、電話番号などに変更が生じた場合、すみやかにクラブハウスまでお申し出下さい。

2.お取引金融機関の口座に変更がある場合は、前々月の5日までに、クラブハウスにて所定の用紙にご記入、ご捺印ください。

3.会員種別を変更する場合は、前々月の5日までに所定の変更届にご記入ください。

第16条（会員資格の一時停止・除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、法人は会員資格の一時停止・除名を行うことができます。

1.クラブの名誉を傷つけた場合やクラブの秩序を乱した場合（他の会員の噂話や誹謗中傷をする方など）

2.HAYAMA OCEAN SPORTS会員規約およびその他定められた事項に違反した場合

3.クラブの施設、設備などを故意に損壊した場合

4.会費および参加費を滞納し、法人から期限を定めた催告にも応じない場合

5.レンタル備品を定められた時間内に返却しない場合

第17条（会員資格の喪失）

会員は次の各号の一つに該当する場合、会員資格を喪失します。

(1)会員資格の有効期間が終了したとき。

(2)会員本人より、所定の退会届書提出があったとき。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とする。

(3)会員本人の死亡

第18条（クラブの利用・禁止事項）

1.会員はクラブの利用に際し、会員規約及び法人が別に定める細則に従うものとします。

2.会員は法人の許可なくクラブ内での商業行為、政治・宗教活動、又はこれに類する行為を禁止します。

3.法人は講習会の実施、特別行事、施設改修のため、事前に会員に通知を行った後、クラブ施設、備品のすべてまたは一部の利用を制限することができるものとします。

4.法人の許可なくクラブ内での写真撮影は禁止いたします。

5.クラブハウスはご利用者の皆様の共有スペースです。皆様に気持ちよくご利用いただけるよう心掛けてください。

6.ゴミは各自でお持ち帰りください。

7.他のお客様にご迷惑がかかるような行為などは禁止します。お子様の館内でのおしゃべり遊びその他の迷惑となる行為については保護者の方からご注意をお願いします。

8.クラブハウス内は終日禁煙とさせていただきます。

9.施設内でのケガや事故、又は貴重品・手荷物などの盗難・紛失に関しましては一切の責任を負いません。

10.施設付帯設備を破損・紛失した場合は、すみやかにクラブに連絡してください。原状回復にかかる費用はご利用者様の負担となります。

第19条（傷害総合保険）

法人は傷害保険に加入し、クラブ会員の活動中の事故による怪我などの補償を行います。補償内容は死亡、後遺症傷害500万円、入院日額5,000円、通院1回3,000円です。これ以上の補償を望まれる場合は会員任意での加入を推奨します。

第5章 付則

第20条（クラブ施設の閉鎖・変更）

1.天変地変、著しい社会情勢の変化、及びその他やむを得ない事由が生じた場合、法人はクラブを閉鎖することができるものとします。

2.法人は必要に応じて、施設内容の変更を行うことが出来るものとします

第21条（責任事項）

クラブ内および駐車場で発生した盗難その他の事故について、クラブおよび法人は一切の責任を負わないものとします。

第22条（諸料金の変更）

クラブは会員が負担する諸料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更できるものとします。

第23条（施設の閉鎖・利用制限）

法人及び、クラブは協議の上、下記の内容に該当する場合、予告無しに本施設を全部もしくは一部を閉鎖、または、利用制限を行う場合があります。

- （1）天候・災害・その他により、開館が不可能と認められる場合。
- （2）本施設の改修・補修・点検等、やむを得ないとき。
- （3）本クラブの主催する特別行事を開催するとき。
- （4）法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。
- （5）経営上、必要と認められたとき

第24条（免責事項）

会員・ビジターにおいて、本施設利用時、本施設の安全性の維持管理ないし構造上の問題、施設使用に付随する業務遂行により生じた事故以外については、本クラブは一切賠償の責を負わないものとします

第25条（細則）

本規約に定めていない事項、業務上必要と認められる細則は法人がこれを定めます。

第26条（改正）

クラブ会員規約の改正は、法人が必要に応じて行うことが出来るものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします

2024年5月現在